公示番号(機-1308C-01)

入札説明書

平成 25 年 8 月 21 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のカンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。) に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成 25 年 8 月 21 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　担当部課

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25　二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　調達部契約第二課　Tel.03-5226-6643

4　調達機材等

(1)件名: カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊 1 機材仕様書のとおり。

(3)PDF ファイル以外の入札説明書附属文書の有無については、図面など附属文書はありません。

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益

を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成 22・23・24 年度全省庁統一資格又は平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成22年4月1日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「全省庁統一資格結果通知書を取得していない場合」(次の URL にてホームページに掲載; http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03)に基づき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、

「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

提出期間、提出方法、提出場所は、次項の通り。

(6)輸出実績を有する者

(7)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号、以下「措置規程」という。) に基づく契約競争参加資格停止措置（以下「措置」という。）を受けている期間中でないこと。

(8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

6　競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び 5 の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア　提出書類(申請書)

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成 22・23・24 年度全省庁統一資格又は平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)

(または、JICA 資格審査結果通知書(写))

イ　提出期間:

平成 25 年 8 月 22 日から平成 25 年 9 月 2 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時 0 分から午後 2 時を除く)

ウ　提出場所:

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25　二番町センタービル　1 階

独立行政法人国際協力機構

調達部受付　　Tel.03-5226-6643

エ　受付:

申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)申請書は様式 1 により作成してください。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 25 年 9 月 6 日までに通知します。

(4)その他

ア　申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された申請書は、返却しません。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ　申請書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア　提出期限:平成 25 年 9 月 12 日　午後 5 時

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問

わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成 25 年 9 月 16 日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア　提出期間:

平成 25 年 8 月 22 日から平成 25 年 9 月 2 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 2 時を除く)

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページ上で閲覧に供します。

ア　閲覧期間:

平成 25 年 9 月 4 日から。
ただし、質問内容によっては回答が上記閲覧開始日までに完成しないことがあります。
遅くとも平成 25 年 9 月 12 日までに完成させて閲覧できるようにします。

イ　閲覧場所:

当機構のホームページ上

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退することができます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 2 時を除く)とします。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式 2)を 6(1)ウに直接持参し、又は郵送(入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。) して行うものとします。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 25 年 9 月 17 日(火)午後 2 時 00 分

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　　1 階　110 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。持参しない場合、失格となります。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 入札は、別冊 1 機材仕様書の全品目に対する CPT 金額（仕向地空港荷下し経費、仕向国内輸送の経費を含む。海上保険料は含まない。）と据付技師派遣費用の合計金額（円）をもって入札金額とします。入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等ＵＳドルで積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算してください。当機構は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。

(3) 輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。

(4)落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額をもって落札金額とします。CIP 契約の場合、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、据付技師派遣も国外取引であるため契約金額に消費税はかかりません。なお、入札金額は、入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(5)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(6)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(7)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(8)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。
イ　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。
ウ　入札件名が違っているもの。
エ　条件が付されているもの。
オ　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(9)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/oversea/pdf/ind_guide.pdf

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5 に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等 5 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14 落札者の決定方法

(1)細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15 契約書作成の要否等

(1)国際協力機構措定の書式（別添契約書案（別冊 2）を参照）により、契約書を作成するものとします。

(2)落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積もりを取り付け、落札価格（CPT 価格）に海上保険料を加算した CIP 金額の

最終見積書（様式４）を提出します。（特約の被保険者は当機構、落札者が保険申し込み、保険料払い込みを行います。また、料率は特約で定めています。保険会社からの現場戻しはありません。）

(3)当機構は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。仕向地渡し契約の場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であることから契約金額に消費税はかかりません。

16　支払条件

(1)前払いは認めません。

(2)受注者は、機材引渡し及び最終仕向地での業務が完了した後、適正書類の提出をもって発注者に対し支払いを請求できるものとします。

(3)上記（２）にかかわらず、受注者は、発注者に対して、次の通り部分払い金支払いを請求できるものとします。

① 船積前検査が完了した後、立会検査報告書他、適正書類の提出をもって、契約物品の代金総額と輸送費の合計を上限として部分払い金の支払を請求できるものとします。

② 最終仕向地での業務が完了し、業務完了報告書他、適正書類の提出をもって、契約金額の残額を請求できるものとします。

17　関連情報を入手するための照会窓口

3 に同じです。

18　その他

(1)入札参加者は、別冊 1 の機材仕様書、及び別冊 2 の契約書案を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3)落札者と決定された者は、速やかに当機構と売買契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して 7 営業日以内に内訳書を作成し、6（1）ウの窓口に提出してください。7 営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となる場合があります。)

(4)危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)該当品及び EAR 該当品については落札者の責任において適切な輸出手続きと輸送を行ってください。危険品、温度管理品、E/L 該当品及び EAR 該当品については内訳書提出後 7 営業日以内にその有無を所定様式により、それぞれ６（１）ウの窓口に提出してください。

薬品の調達の場合の有効期限については、立会検査予定日の 7 営業日前までに所定の様式により、それぞれ 6（１）ウの窓口に提出してください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア　危険品、温度管理品の有無、E/L 該当品及び EAR 該当品は内訳書提出後 7 営業日以内、薬品の有効期限は立会検査予定日の 7 営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ　E/L 該当品及び EAR 該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ　危険品、温度管理品の輸出手続き及び輸送を適切に行わなかった場合

エ　その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(5) 輸出許可の取り付けが必要な場合は、当機構に代わって輸出許可を申請していただきます。輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(別添機材仕様明細書にて E/L 該当が明記されたアイテムのみならず、契約後に E/L 該当及び EAR 該当が判明したアイテムも含む。)。

(6)入札する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(9)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場・合該当契約を解除することが可能とします。

(10)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

(11)その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係にかかる情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）　公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア.　当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ.　当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

(2)　公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア　対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ　契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ　一者応札又は応募である場合はその旨

(3)　当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)　情報の提供

契約の締結日から１カ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくことになります。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

住所
商号又は名称　　㊞
役職名
代表者氏名　　㊞
整理番号（　　）（注 3）

平成 25 年 8 月 21 日付で公告のありましたカンボジア国電子海図策定支援ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（例）入札公告１に規定されている要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380 円)をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。
（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。
（注3） 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。
（注4） 平成 22・23・24 年度又は平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（若しくは、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。
（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。
http://www.jica.go.jp/announce/screening/pdf/ind_info.pdf

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　殿

住所
商号又は名称　　㊞
役職名・代表者氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたカンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

（様式３）

入　札　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

住所：
会社名：
代表者又は役職：
氏名：　　印
入札会出席者：　　印

件名：カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

別冊機材仕様書の全品目に対する CPT 金額（仕向地空港荷下し経費、仕向国国内輸送の経費を含む。海上保険料は含まない。）と据付技師派遣費用の合計金額（円）

以　上

（様式４）

最終見積書

平成　年　月　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清　殿

住　所
商号又は名称　　会社印
代表者氏名　　印

件名：カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

標記案件につき、以下のとおりお見積りいたします。

記

見積金額：　　円

CPT 価格　　：　　円
保険料　　：　　円
据付・調整技師派遣費用：　　円
合計（CIP 価格）：　　円
(JICA 指定保険会社の保険料計算書は別添のとおり)

船積期限：平成２５年１２月３１日

以上

(入札説明書別冊1)

機材仕様書

案件名:カンボジア国　電子海図策定支援プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　格：CIP機材金額(船積･荷下ろし費用、仕向国内の国内輸送費含む。)
と据付技師派遣費用の総額

(2)船積地：日本国内空港

(3)船積期限：平成25年12月31日

(4)履行期限：平成26年1月31日

(5)梱　　包：輸出梱包（空送）
梱包の仕様は付属書2「梱包条件書」に示すとおり

(6)宛先等

(仕向空港)プノンペン国際空港（プノンペン）

（最終仕向地）シハヌークビル港

(Consignee) Waterways Department,
Ministry of Public Works and Transport
St.598, Sangkat Chhrang Cham Res ll, Khan Russey Keo,
Phnom Penh, Cambodia
(Attn: Mr. Ros Sophornna , Director)
Tel: +855-23-864-361, +855-12-628-356

(Notify Party)
JICA Cambodia OFFICE
6th, 7th 8th Floors, Building #61-64,
Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia
Tel:+855-23-211-673～4　　Fax:+855-23-211-675

3　電　源:単相　電圧　(220V)　　周波数(50Hz)　　プラグ形状(A型)
上記以外の場合は付属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

4　銘　　板:英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を
取り付けること。

5　検　　査：

(1)動作確認：受注者は機構の指名する立会検査人立会いのもとで、本邦にて適切な水域でマルチビーム測深器の送受波器が水中にある状態で実施し、構成システムの各機器間の連動性・初期稼働状況を確認し、動作試験成績書を提出する。

(2)船積前検査：機構の指名する立会検査人が受注者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(3)検査の判定：上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は船積期限内に完了すること。

6　輸出許可:　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書を取得すること。

7　提出資料:

提出資料名	同梱用	機構提出用
取扱説明書	各１部	不要
カタログ	各１部	不要
試験成績書	各１部	不要
図面（配線図、構成図など）	各１部	不要
パーツリスト	各１部	不要
保証書	各１部	不要
ﾒﾝﾃﾅﾝｽ時連絡先	各１部	不要

※提出資料は、あれば日本語と英語・なくても英語版であること。
詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

8　特記事項:

(1)据付技師の派遣

「附属書４　据付技師派遣条件書」のとおり

(2)すべてのメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

(3)米国の再輸出規制に該当しないことを確認すること。該当することが判明した場合は、受注者にて許可申請手続きを行うが、不許可となった場合、当該機材は契約から削除する。

以　　上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(総則)		
	General	1.目的		
		本案件は、カンボジア王国の電子海図策定支援プロジェクト		
		を推進するにあたり、海図情報を収集するための近代水路		
		測量を行う上で必要な機材を調達するものである。		
		２.一般技術仕様		
		1）受注者は、発注者又は発注者の指名した者の立会いの下		
		に本邦にて動作確認を行い、アイテム1については、		
		現地にて据付/技術指導のために技術者派遣を必要とする。		
		動作確認及び据付/技術指導に係る派遣費用は本契約に含ませること。		
		2）動作確認は、適切な水域でマルチビーム測深機の送受波器		
		が水中にある状態で実施し、構成システム内の各機器間の		
		連動性・初期稼動状況を確認し、動作試験成績書を提出		
		すること。		
		3）原則として全ての納品物の保証期間を3年とする。		
		4）納品物は原則として、本邦における水路測量業務に納品		
		実績のあるメーカーの製品とする。		
		5）付属品（予備品を含む）についても一括で納品すること。		
		6）使用電源は、AC220V/50Hz単相である。以下各機器の仕様		
		明細に記載される各電源については、当該納品物が正常		
		動作するために必要な定格容量を満たすステップダウン		
		トランスも合わせて納品すること。　また、契約内訳書		
		作成時、個々のｽﾃｯﾌﾟﾀﾞｳﾝﾄﾗﾝｽの定格容量を明記すること。		
		電源プラグはA型を取付けること。		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	8）納品物の取扱説明書及びﾏﾆｭｱﾙは和文及び英文を納品する		
	つづき	こと。		
1	スワス測深システム	【仕様】用途:海底地形を扇状音響波によって面的に水深ﾃﾞｰﾀを取得する。		1式
	Swath Sounding System	対応水深：水深100ｍ以下（IHO測量基準S-44）		
		ｼｽﾃﾑ構成：ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深ｼｽﾃﾑ（1式）、		
		ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞｰﾑ測深ｼｽﾃﾑ（1式）		
1-1		**・ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深ｼｽﾃﾑ（1式）**		1式
		［構成］：測深部（1式），測位・方位部（1式），表面音速度計		
		部（1式），姿勢・動揺計部（1式），音速・圧力計部（1式），		
		総合水路測量用ｿﾌﾄｳｪｱ（2ﾗｲｾﾝｽ），作業用のﾊﾟｿｺﾝ（1式）と		
		ﾊﾟｿｺﾝ周辺器（1式），電源・信号集束部,艤装金具（1式）		
		方式：ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深方式		
		精度：IHO水路測量基準S-44		
1-1-1		**・測深部ｿﾅｰﾍｯﾄﾞ/ｾﾝｻｰ部（受波器／送波器）：**	SONIC2020 （R2SONIC社製） & SeaBat T20-P （TELEDYNE Reson社製）	1式
		【仕様】周波数：可変周波　200khz～400kHz		
		最速測深間隔（ﾃﾞｰﾀ更新）：50kHz以上		
		横方向ビーム幅：2.0° 以下（最大周波数時）		
		前後方向ビーム幅：2.0° 以下（最大周波数時）		
		最大測深ﾚﾝｼﾞ：100ｍ以上　（ｾﾝｻｰ部耐圧）		
		最大スワッス角：120° 以上　（400KHz使用時）		
		ｿﾅｰﾍｯﾄﾞ耐圧性：100ｍ以深		
		ﾋﾞｰﾑ数：256本　等距離、等角度		
		電源：AC 100V～240V, 50～60Hz		
		ｿﾅｰﾍｯﾄﾞ耐圧性：100ｍ以上		
		ｿﾅｰﾍｯﾄﾞ部空中重量：8 Kg以下		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-1	スワス測深システム	動作温度範囲：0℃～50℃		
	つづき	ｻｲﾄﾞｽｷｬﾝ収録機能：可能		
		取付金具：調査船舶と艤装でき、移動型		
		（移動しながら）ﾃﾞｰﾀ収録する安定する防錆仕様		
		のｿﾅｰﾍｯﾄﾞの専用のﾌﾚｰﾑと角柱の艤装一式		
1-1-2		**・測位・方位部（位置・方位）**	SPS361 （Trimble社製） & VS131 （Hemisphere 社製）	1式
		【仕様】ｱﾝﾃﾅ：ﾃﾞｭｱﾙﾀｲﾌﾟ		
		ｱﾝﾃﾅ利得：10-40dB		
		受信機：L1、C/Aｺｰﾄﾞ SBAS対応		
		衛星チャネル：10ﾁｬﾈﾙ以上		
		SBAS対応：2ﾁｬﾈﾙ　同時ﾄﾗｯｷﾝｸﾞ		
		更新ﾚｰﾄ：10Hz以上		
		水位精度：DGPSﾓｰﾄﾞ0.6m以下(単独ﾓｰﾄﾞ2.5m以下)		
		方位精度：ｱﾝﾃﾅ間隔2.0m時　0.10° rms以下		
		ﾋﾟｯﾁ精度：1° rms以下		
		ﾛｰﾙ精度：1° rms以下		
		ﾋｰﾌﾟ精度：30cm以下		
		1PPS精度：50ns		
		本体電源：DC 12V～24V		
		通信ﾎﾟｰﾄ：RS232 2ﾎﾟｰﾄ以上		
		通信ﾎﾞｰﾚｰﾄ：4800～115200bps		
		ﾃﾞｰﾀﾌﾟﾛﾄｺﾙ：NMEA0183		
		ﾀｲﾐﾝｸﾞ出力：1PPS		
		動作温度範囲：-10℃～50℃		
		ｱﾝﾃﾅ電源：DC 5V		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-2	スワス測深システム	【付属品】		
	つづき	ｱﾝﾃﾅｹｰﾌﾞﾙ　10m以上の長さ		2本
		通信ｹｰﾌﾞﾙ　RS232 3m以上		2本
		電源ｹｰﾌﾞﾙ　1m以上		1本
		ｱﾝﾃﾅ台の延長棒		2本
		【予備・消耗品】		
		ｱﾝﾃﾅ本体		2個
		ｱﾝﾃﾅｹｰﾌﾞﾙ　10m以上の長さ		2本
		通信ｹｰﾌﾞﾙ　RS232 3m以上		2本
		電源ｹｰﾌﾞﾙ　1m以上		1本
1-1-3		**・表面音速度計**	Micro・X SV （AML社製） & SVP70 （TELEDYNE Reson社製）	1式
		【仕様】用途：表面音速度変化にﾘｱﾙﾀｲﾑに補正する。		
		ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑ測深ｼｽﾃﾑと連動できる。		
		音速度計測範囲：1400～1600m/s		
		音読度測定精度：±0.03m/s 以下		
		音読度測定感度：50μs以下		
		動作温度範囲：-10℃～40℃		
		耐圧性：200m以深		
		電源：DC 10V～24V		
1-1-4		**・姿勢・動揺計（ﾀﾞｲﾅﾐｯｸ動揺ｾﾝｻ）**	DMS-10 （TELEDYNE TSS社製） & MINISENSE3 （CDL社製）	1式
		【仕様】用途：測量船舶の姿勢ﾃﾞｰﾀを収録、補正する		
		ﾋｰﾌﾟ精度：5ｃｍ又は測定値の5%の何れか大きい方		
		ﾛｰﾙ精度：0.10° 以下		
		ﾋﾟｯﾁ精度：0.10° 以下		
		ﾋｰﾌﾟ最大測定ﾚﾝｼﾞ：±10m以下		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-4	スワス測深システム	ﾛｰﾙ最大測定ﾚﾝｼﾞ：±60° 以下		
	つづき	ﾋﾟｯﾁ最大測定ﾚﾝｼﾞ：±60° 以下		
		ﾋｰﾌﾟ周波数帯域幅：0.05Hz～30Hz		
		ﾛｰﾙ周波数帯域幅：±60° 以下		
		ﾋﾟｯﾁ周波数帯域幅：±60° 以下		
		動作温度範囲：0℃～50℃		
		耐水圧：200m以深		
		電源：DC 15V～30V		
		【付属品】		
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		1式
		通信ｹｰﾌﾞﾙ10m以上		1本
		【予備・消耗品】		
		通信ｹｰﾌﾞﾙ10m以上		1本
1-1-5		**・音速度計**	Minos・X SV・P （AML社製）	1式
		【仕様】用途：音速度と水圧力の変化を収録し、		
		水中音速度を計算し、測深ﾃﾞｰﾀの補正を行う。		
		防水、防錆仕様		
		音速度計測範囲：1400～1600m/s		
		音読度測定精度：±0.03m/s 以下		
		音読度測定感度：50μs以下		
		動作温度範囲：-10℃～40℃		
		耐圧性：200m以深		
		電源：DC 10V～24V		
		通信方法：RS-232　DB9pins		
		【付属品】		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-5	スワス測深システム	収録・主出・表示するｿﾌﾄｳｪｱCD又はDVD		1式
	つづき	通信ｹｰﾌﾞﾙ：長さ100m以上		1本
		【予備・消耗品】		
		通信ｹｰﾌﾞﾙ：長さ100m以上		1本
1-1-6		**・統合型水路測量用ｿﾌﾄｳｪｱ**	HYPACK MAX& HYSWEEP (HYPACK社製)	2ﾗｲｾﾝｽ
		【仕様】用途：水路測量の計画・誘導・収録・処理する		
		最新及び安定ﾊﾞｰｼｮﾝ		
		操船誘導機能：可能		
		ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞｰﾑ・ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑﾃﾞｰﾀのﾃﾞｰﾀ収録機能：可能		
		ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞｰﾑ・ﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑﾃﾞｰﾀのﾃﾞｰﾀ解析機能：可能		
		ｻｲﾄﾞｽｷｬﾝｿﾅｰの収録機能：可能		
		CADからｲﾝﾎﾟｰﾄ・ｴｸｽﾎﾟｰﾄ機能		
		計画測線作成機能		
		ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞｰﾑ及びﾏﾙﾁﾋﾞｰﾑｼｽﾃﾑから操作・収録連携可能		
		【付属品】		
		ﾗｲｾﾝｽのUSBキー		2個
		ｿﾌﾄｳｪｱｲﾝｽﾄｰﾙCD又はDVD		2式
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		2式
		【特別付属品】		
		追加2年間のｻﾎﾟｰﾄとｿﾌﾄ更新権限		1式
		【銘柄指定】HYPACK MAX&HYSWEEP	Hypack社	2ﾗｲｾﾝｽ
1-1-7		**・ﾃﾞｰﾀ収録用のﾉｰﾄﾊﾟｿｺﾝ**		3式
		OS：Windows7 32ﾋﾞｯﾄ又は64ビット 英語版		
		CPUの動作周波数：2.0GHz以上		
		CPUのｺｱ数：4ｺｱ以上		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-7	スワス測深システム	ﾒﾓﾘ：4GB以上		
	つづき	ﾋﾞﾃﾞｵRAM:512MB以上		
		補助記録装置ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ容量：500GB以上		
		ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲｻｲｽﾞ：14ｲﾝﾁ以上		
		USBｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ数：3つ以上		
		Serialｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ数：1つ以上		
		出力ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ：ﾃﾞｼﾞﾀﾙとｱﾅﾛｸﾞ出力可能		
		LANﾎﾞｰﾄﾞ：100/1000M		
		光学ﾄﾞﾗｲﾌﾞ：CDとDVD 読取り・書込み可能		
		電源：AC100V～240V 50Hz～60Hz		
		ﾊﾞｯﾃﾘｰ稼働時間：4時間以上		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ、ﾏｳｽ、ACｱﾀﾞﾌﾟﾀ、電源ｺｰﾄﾞ		2式
		ﾘｰｶｰﾊﾞﾃﾞｨｽｸ		2式
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		2式
		【特別付属品】		
		追加2年間の保証		1式
1-1-8	スワス測深システム	**・解析用のﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟﾊﾟｿｺﾝ**		2式
		OS：Windows7 32ﾋﾞｯﾄ又は64ビット 英語版		
		CPUの動作周波数：2.4GHz以上		
		CPUのｺｱ数：4ｺｱ以上		
		ﾒﾓﾘ：8GB以上		
		ﾋﾞﾃﾞｵRAM:512MB以上		
		補助記録装置ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ容量：1TB以上		
		ﾓﾆﾀｰｻｲｽﾞ：19ｲﾝﾁ以上 2画面（ﾃﾞｭｵﾙ 表示可能 解像度：1280Ｘ1024以上		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-8	スワス測深システム	USBｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ数：4つ以上		
	つづき	Serialｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ数：1つ以上		
		出力ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ：ﾃﾞｼﾞﾀﾙとｱﾅﾛｸﾞ出力可能		
		出力ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ：ﾃﾞｼﾞﾀﾙとｱﾅﾛｸﾞ出力可能		
		光学ﾄﾞﾗｲﾌﾞ：CDとDVD 読取り・書込み可能		
		電源：AC100V～240V 50Hz～60Hz		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ、ﾏｳｽ、ACｱﾀﾞﾌﾟﾀ、電源ｺｰﾄﾞ		
		ﾘｰｶｰﾊﾞﾃﾞｨｽｸ		
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		
		【特別付属品】		
		追加2年間の保証		1式
1-1-9		**・誘導観測用ﾓﾆﾀｰ**		2式
		ﾓﾆﾀｰﾀｲﾌﾟ：LCD		
		動作環境：Windows 7 32bit/64bit対応　単独使用可能		
		ﾓﾆﾀｰｻｲｽﾞ：19ｲﾝﾁ以上 解像度：1280×1024以上		
		入力端子ﾞ：ｱﾅﾛｸﾞ及びﾃﾞｼﾞﾀﾙ2ﾎﾟｰﾄ以上		
		外部電源：AC100V～240V 50Hz～60Hz		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		電源ｺｰﾄﾞ、ﾓﾆﾀｹｰﾌﾞﾙ		2式
		ﾄﾞﾗﾊﾞｰﾃﾞｨｸｽ		2式
		【特別付属品】		
		ﾓﾆﾀｹｰﾌﾞﾙ5m以上		1本
1-1-10		**・外付記録装置（ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｸｽ）**	HD-PCT1TU3 (BUFFALO社製)	2式
		【仕様】用途：水深ﾃﾞｰﾀをﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ用		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1-10	スワス測深システム	動作環境：Windows7 32ﾋﾞｯﾄ又は64ﾋﾞｯﾄ OS		
	つづき	容量：1TB以上		
		電源：USBﾎﾟｰﾄから給電（USBﾊﾞｽﾊﾟﾜｰ）		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		USBｹｰﾌﾞﾙ		2本
1-1-11		**・USBとシリアルポートの交換装置**	Edgeport/8 (Digi社製)	2式
		動作環境：Windows7 32ﾋﾞｯﾄ又は64ﾋﾞｯﾄ OS		
		入力通信ポート：USB		
		出力通信ポート：ｼﾘｱﾙﾎﾟｰﾄRS-232　8ﾎﾟｰﾄ以上		
		電源：AC100V-240V		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		ACｱﾀﾞﾌﾟﾀ		2個
		USBｹｰﾌﾞﾙ		2本
1-1-12		**・電源・信号の集束装置**		1式
		【仕様】用途：統一に電源・信号の管理する		
		ｼｽﾃﾑのすべて電源と信号の集束装置		
		ｼｽﾃﾑと連動・動作確認できる装置		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-2	スワス測深システム	・ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞｰﾑ測深ｼｽﾃﾑ（1式）	参考銘柄 PDR-1300 （千本電機 社製）	1式
	つづき	方式：ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞｰﾑ測深方式		
		[構成]：送受波器（1式），記録器（1式）		
		【仕様】送受波器の素子数：1 素子		
		使用周波数：200kHz～250kHzの間		
		指向角：半減全角6° 以下		
		精度：±(0.03+水深/1000)m 以上		
		測深収録：ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式（水深ﾃﾞｰﾀ）とｱﾅﾛｸﾞ式(記録紙)		
		可測深度（送受波器下から）：1.0m～150m		
		ﾃﾞｰﾀのﾎﾞｰﾚｰﾄ：可変　4800以上		
		電源：外部DC10V～24V 及び 内臓ﾊﾞｯﾃﾘｰ		
		ｱﾅﾛｸﾞ記録媒体：記録器使用可能感熱紙		
		通信出力：RS-232 D-SUB 9 pins		
		通信ｹｰﾌﾞﾙ：10m以上		
		温度の動作環境：　-10℃～50℃		
		取付金具：防錆仕様、移動型艤装できるもの		
		【付属品】		
		送受波器の取付け（装備）金具		1式
		電源ケーブル3m		1組
		外付けﾏｰｸ押しﾎﾞﾀﾝｽｲｯﾁ・ｹｰﾌﾞﾙ		1式
		感熱記録紙		3本
		内臓ﾊﾞｯﾃﾘｰとﾊﾞｯﾃﾘｰ充電器		1式
		【特別付属品】		
		多連ﾊﾞｰﾁｪｯｸ版 50mｹｰﾌﾞﾙ以上		1式
		音速度補正のﾊﾟｰｾﾝﾄｽｹｰﾙ		1組

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-2	スワス測深システム	【予備・消耗品】		
	つづき	感熱記録紙　記録器で使用できる		120本

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2	ADCPｼｽﾃﾑ	流向流速計：ADCP（1式）	Workhorse Sentinel ADCP 600kHz TELEDYNE社製 & ADCP500kHz Sontek社製	1式
	ADCP current meter system	【ｼｽﾃﾑ構成】ﾄﾞﾗﾝｽﾃﾞｭｰｻｰ部（1式）、測位部（1式）		
2-1	with bottom tracking	**・ﾄﾞﾗﾝｽﾃﾞｭｰｻｰ部**		
		【仕様】用途：流向流速計ﾃﾞｰﾀを計測		
		周波数：500kHz～600kHz		
		ﾄﾞﾗﾝｽﾃﾞｭｰｻｰ数：3個以上		
		最大測定範囲：50m以上		
		精度：±1%以下		
		測流範囲：±5m/s以上		
		測流分解能：10mm/s以下		
		温度センサー：精度±0.2℃以下 分解能0.01℃以下		
		方位センサー：精度±2° 以下 分解能0.1° 以下		
		傾斜センサー：精度±1° 以下 分解能0.1° 以下		
		ﾎﾞﾄﾑﾄﾗｷﾝｸﾞ機能：可能		
		記録ﾒﾓﾘｰ：1GB以上		
		通信出力：RS-232C D-SUB 9 pins		
		通信ｹｰﾌﾞﾙ：10m以上		
		電源：外部DC10V～60Vの間 及び ﾊﾞｯﾃﾘｰ		
		動作環境：温度　-5℃～45℃		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		通信ｹｰﾌﾞﾙ 25m以上		1本
		専用ｿﾌﾄｳｪｱｲﾝｽﾄｰﾙCD又はDVD		1式
		和文・英文取扱説明書或いはマニュアル		1式
		【特別付属品】		
		取付金具：船舶取付で移動型及び海底で設置固定型		1式

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-1	ADCPｼｽﾃﾑ（ﾄﾞﾗﾝｽﾃﾞｭｰｻｰ部）	【予備・消耗品】		
	つづき	交換用ﾊﾞｯﾃﾘﾊﾟｯｸ		2式
		ｱﾝﾃﾅｹｰﾌﾞﾙ　長さ25m以上		1本
2-2		**・測位部**	SPS351 (Trimble社製) &VS131 (Hemisphere社製)	1式
		【仕様】用途：測位情報ﾃﾞｰﾀを計測		
		交換性：ｽﾜｽ測深ｼｽﾃﾑの測位部との交換性があり		
		ﾀｲﾌﾟ：分離（ﾓｼﾞｭﾗｰ）型（ｱﾝﾃﾅと受信器別）		
		測位ﾓｰﾄﾞ：DGPS　SBAS対応		
		ｱﾝﾃﾅ利得：10-40dB		
		ﾁｬﾈﾙ数：10ﾁｬﾈﾙ以上		
		ﾁｬﾈﾙ数：10ﾁｬﾈﾙ以上		
		SBAS機能：2ﾁｬﾈﾙ　同時ﾄﾗｯｷﾝｸﾞ		
		ﾃﾞｰﾀ更新ﾚｰﾄ：10Hz以上		
		水位精度：DGPSﾓｰﾄﾞ0.6m以下　単独ﾓｰﾄﾞ2.5m以下		
		通信ﾎﾟｰﾄ：RS232 1ﾎﾟｰﾄ以上		
		通信ﾎﾞｰﾚｰﾄ：4800～115200bps		
		ﾃﾞｰﾀﾌﾟﾛﾄｺﾙ：NMEA0183		
		ﾀｲﾐﾝｸﾞ出力：1PPS		
		動作温度範囲：-10℃～50℃		
		本体電源：DC 12V～24V		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		ｱﾝﾃﾅｹｰﾌﾞﾙ　長さ25m以上		1本
		通信用ｹｰﾌﾞﾙ　RS232 3m以上		1本
		電源ｹｰﾌﾞﾙ　1m以上		1本
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		1式

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3	CADﾏｯﾋﾟｯｸﾞｿﾌﾄ	CADﾏｯﾋﾟｯｸﾞｿﾌﾄ（1式）	AutoCAD 3D MAP (Autodesk社製) & ArcGIS for Desktop Basic (ESRI社製)	
	CAD Mapping Software	【構成】地形作成・編集CADｿﾌﾄ（2ﾗｲｾﾝｽ）、		
		GISｿﾌﾄ（2ﾗｲｾﾝｽ）		
3-1		**・地形作成・編集CADｿﾌﾄ（点・線・面・作成・編集）**		2ﾗｲｾﾝｽ
		【仕様】用途：地形（海岸等）線を作成・編集する		
		動作環境：Windows 7 32bit/64bit対応　単独使用可能		
		言語：英語		
		ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ国使用可能ﾗｲｾﾝｽ		
		最新及び安定ﾊﾞｰｼｮﾝ		
		簡易で点や線や面等作成・編集可能		
		位置情報付き画像（GeoTIFF）を挿入可能		
		ﾚｲﾔｰ管理可能		
		一般なCADの機能が揃う		
		DXF,DWGﾌｧｲﾙを閲覧・作成・編集・変換可能		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		ｿﾌﾄｳｪｱｲﾝｽﾄｰﾙCD又はDVD		1式
		ｿﾌﾄｳｪｱｲﾝｽﾄｰﾙ用ｼﾘｱﾙ番号		1式
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		1式
		【特別付属品】		
		追加2年間のｻﾎﾟｰﾄとｿﾌﾄ更新権限		1式
		【取り扱い連絡先】（参考情報）		
		代理店：WIN Technology Distribution Co., Ltd (ﾍﾞﾄﾅﾑ)		
		担当者：Miss Kanha SUN		
		TEL：+84-08-35-128-760　(携帯：+ 855 12 716 611)		
		E-mail：spp2@winsoftvn.com		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	CADﾏｯﾋﾟｯｸﾞｿﾌﾄ	**【銘柄指定】AUTOCAD MAP 3D 2014**	**Autodesk社製**	**2ﾗｲｾﾝｽ**
	つづき			
3-2		**・GISｿﾌﾄ**		2ﾗｲｾﾝｽ
		【仕様】用途：作成した地形をSHAPEﾌｧｲﾙへ変換する		
		動作環境：Windows 7 32bit/64bit対応　単独使用可能		
		言語：英語		
		ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ国使用可能ﾗｲｾﾝｽ		
		最新及び安定ﾊﾞｰｼｮﾝ		
		簡易にSHAPEﾌｧｲﾙへの変換する機能		
		【付属品】（標準付属品を含む）		
		ｿﾌﾄｳｪｱｲﾝｽﾄｰﾙCD又はDVD		1式
		ｿﾌﾄｳｪｱｲﾝｽﾄｰﾙ用ｼﾘｱﾙ番号		1式
		和文・英文取扱説明書或いはﾏﾆｭｱﾙ		1式
		【特別付属品】		
		追加2年間のｻﾎﾟｰﾄとｿﾌﾄ更新権限		1式
		【取り扱い連絡先】（参考情報）		
		販売店：ESRIジャパン株式会社		
		担当者：白石　淳二		
		TEL：03-3222-3941		
		E-mail：junji_shiraishi@esrij.com		
		【銘柄指定】ArcGIS for Desktop Basic	**ESRI社製**	**2ﾗｲｾﾝｽ**

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
4	AO ﾌﾟﾛｯﾀｰ	【仕様】 用途：紙海図を印刷する。	Designjet T7100 (HP社製) & imagePROGRAF iPF825 (Canon社製)	1台
	AO size color plotter	ﾀｲﾌﾟ：ｲﾝｸｼﾞｪｯﾄﾌﾟﾛｯﾀｰ		
		動作環境：Windows 7 32bit 又は 64bit OS対応		
		表示言語：英語、日本語		
		対応用紙ｻｲｽﾞ：AO以上		
		ﾌﾟﾘﾝﾄｶｰﾄﾘｯｼﾞ：別色 4 色以上（黒と各ｶﾗｰｲﾝｸ）		
		最高解像度：2400X1200dpi		
		内蔵ﾒﾓﾘｰ：16GB以上		
		用紙ﾀｲﾌﾟ:ﾛｰﾙ紙		
		給紙数:1本以上		
		通信接続方法：USB又は100/1000BASE-T Ethernet		
		【付属品】		
		ﾄﾞﾗﾊﾞｰ・専用ｿﾌﾄｳｪｱのｲﾝｽﾄｰﾙCD又はDVD		1本
		和文・英文取扱説明書或いはマニュアル		2部
		床立て専用ｽﾀﾝﾄﾞ		1式
		印刷用のｲﾝｸ（全色ｲﾝｸ／ｾｯﾄ）		1ｾｯﾄ
		ACｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ、電源ｹｰﾌﾞﾙ		1式
		通信用ｹｰﾌﾞﾙ：USBｹｰﾌﾞﾙ及びLANｹｰﾌﾞﾙ		1本
		【特別付属品】		
		追加2年保証		1式
		【予備・消耗品】		
		普通ﾛｰﾙ紙 AOｻｲｽﾞ(914mm)長さ100m以上		1本
		ﾌﾟﾘﾝﾄｶｰﾄﾘｯｼﾞのｲﾝｸ（全色／ｾｯﾄ）		2ｾｯﾄ
		ﾌﾟﾘﾝﾄﾍｯﾄﾞ（全色／ｾｯﾄ）		2ｾｯﾄ
		保守ｶｰﾄﾘｯｼﾞ（全色／ｾｯﾄ）		2ｾｯﾄ

（機材仕様書附属書２）

梱包条件書

１　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先)Waterways Department, Ministry of Public Works and Transport

(仕向地)Phnom Penh, Cambodia

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等) 必要に応じて貼付すること。

２　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、 JIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、 JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが

可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

３　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。

(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。
(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

４　その他

特になし

以上

(機材仕様書付属書3)

輸送条件書

1　業務内容

(1) 仕向地までの輸送手配
(2) 仕向港･空港における輸入通関時に必要な書類の確認と取得手配
(3) 輸出許可取得手続き(必要に応じ)
(4) 通関･船積み書類(B/L／Airway Bill、インボイス、パッキングリスト等)の作成
(5) 輸出通関手続き
(6) 危険品がある場合の諸手続き
(7) 貨物保険付保
(8) 経由国を通過するための諸手続き
(9) 相手国政府の責任と費用負担による輸入通関の後の最終仕向地までの内国輸送
(10) 上記に付随する業務

2　輸送条件

(1) 船積地　　受注者の手配による

(2) 仕向港/空港　プノンペン空港

(3) 最終仕向地　シハヌークビル港内

(4) 輸送方法　　空輸、仕向空港から最終仕向地までは陸上輸送

(5) 引渡し条件　船積前渡し

(6) 安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

(7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、フライト事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

(8) 仕向空港から最終仕向地までの陸上輸送

仕向空港から最終仕向地までの陸上輸送がある場合は、現地の通関、輸送の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段･ルート、コンテナは買取りか借上げかなどについて比較検討のうえ、安全で効率的な輸送サービスを選択す

ること。上記(4)で指定のない限りコンテナは買取りおよび借上げのいずれでも可能であるが、先方政府や荷受人の事情など理由の如何を問わず、引取期間が長引いても延滞料金は支払われない。

(9) 相手国における輸入通関手続き

仕向地における輸入通関手続きは、荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

書類提出が遅れることで通関手続きに想定以上の日数を要して納入遅延が発生した場合、納期遅延と見なされる。受注者は、輸入通関手続きを側面支援すること。

3 貨物海上保険

(1) 受注者は、当機構が特約を締結している保険会社の貨物海上保険の付保手続き及び保険料払い込みを行うこと。(なお、保険会社からの現場戻しはありません。)

特約条件:

ア 保険金額:CIP 価格の 110%

イ 損害填補条件:全危険担保(オールリスク)約款、戦争危険及びストライキ等危険の担保約款

ウ 被保険者:当機構

エ 保険終期:開梱・検収時点もしくは陸揚港到着後 30 日間時点のいづれか早い時点

(2) 損害発生の場合、受注者は当機構からの委任状をもって保険求償を行う。

3 輸送書類

(1) 受注者は、以下の書類を発行され次第、機構及び荷受人に速やかに提出すること。

(ア) 海送の場合、発送後 2 日以内に写しを JICA に提出し、オリジナルは現地での通関手続きに間に合うよう速やかに荷受人に送付すること。

(イ) 空送の場合、副については7営業日前までに、正については発送後速やかに提出すること。

提出書類名	当機構用	荷受人用
① 船荷証券(B/L, Airway Bill)*	正 2 通、副 1 通	正 1 通
② Invoice**	副 3 通	正 1 通
③ Packing List	副 3 通	正 1 通

④ 保険証券	正１通、副３通	
⑤ 保険料計算書	正１通、副３通	
⑥ 輸送日程報告カード(確定)	正１通	

*船積港から最終仕向地までの一貫した輸送責任を有する荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。 Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。

**書式は受注者のものを使用する。荷受人宛として受注者署名入りとする。

(2) B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。
"The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.

(3) 受注者は、船積予定日の 7 営業日前までに輸送日程報告カード(予定)、Airway Bill、Invoice、Packing List を提出すること。

(4) 本件では、輸送書類の(　英　)語への翻訳が必要である。

(5) 最終仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード(到着確認)を提出すること。

(6) その他

（機材仕様書附属書４）

技師派遣条件書

１　対象機材：　附属書１「機材仕様明細書」において技師派遣を条件にしている機材

２　業務内容：　契約物品に係る開梱、検収、交換、配管、現地施工業者の監督・指導等

３　派遣時期、期間、人数：平成２５年１２月～平成２６年１月　７日間、１名
＜内訳＞　移動１．５日、機材確認０．５日、艤装・キャリブレーション３．５日、移動１．５日、

４　派遣手続き：
（１）受注者の責任において航空便手配、ビザ取得、宿舎手配、派遣通報等を行う。必要に応じ、機構はビザ取得にかかる側面支援を行う。
派遣準備にあたっては、次のＵＲＬを参照のこと。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_01_20130311.pdf
（２）上記ＵＲＬを参照して、ビザ取得のため現地の受け入れ確認などが必要である国であれば、受注者は当機構在外事務所に直接必要書類を提出して確認を得ること。
（３）特別な手続きを要しない場合は、受注者は派遣時期が近づいた時点で団員名簿とスケジュール（英文）を当機構に提出すること。

５　業務完了期限：　受注者は据付技師帰国後、業務完了報告書を発注者へ提出する
提出期限；　平成２６年　１月３１日

６　費用：　旅費、人件費、据付に必要な工具の運搬費用、国内交通費等の諸経費を含み、競争入札対象経費とします。

７　支払い：据付技師派遣費用は、技師の帰国後に業務完了報告書を提出して検査合格後に支払われるもので、前払いはしません。

（入札説明書別冊２）

請　負　契　約　書（案）

件　名　カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

平成　　年　　月　　日

請　負　契　約　書

1	契約番号	第　　－　　号
2	件名	カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材
3	物品名及び数量	別添２内訳書のとおり
4	仕様	別添２内訳書のとおり
5	契約金額	金　　円 （内訳：CIP 機材金額　　円 据付技師派遣費用　　円）
6	船積期限	平成２５年１２月３１日
7	据付技師派遣時期及び業務の内容	平成２５年１２月～平成２６年１月 別添３据付技師派遣条件書のとおり
8	履行期限	平成２６年１月３１日 （履行期限は、プロジェクトサイトでの据付等業務が完了し、業務完了報告書の提出までとする。）
9	船積地	日本国内港
10.	仕向空港	カンボジア国プノンペン国際空港
11.	最終仕向地（プロジェクトサイト所在地）	カンボジア国シハヌークビル港

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　小寺　清　（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）とは頭書の業務の実施について次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）

第１条 発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（納品、輸送、保険及び据付）

第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に引き渡さなければならない。

２　契約物品のうち輸出に必要な検査等を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。

３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包及び仕向国内輸送用梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添引渡条件によるものとする。
５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、最終仕向地に至るまでの輸送手配、船積等輸出手続きを行うものとする。
６　受注者は、発注者が特約を締結している保険会社に対して、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を付保しなければならない。
７　受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに輸送書類（Air Waybill, Invoice, Packing List）、保険証券（または保険承認状）、保険証券計算書、輸出許可通知書、各種証明書を提出しなければならない。
８　受注者は、輸送途中における機材の損害あるいは損失の調査、発見、保険金請求手続きについて、発注者に協力しなければならない。
９　契約物品にかかる仕向地における据付を別添引渡条件に基づいて行うものとする。
１０　受注者は、メーカーからの技師を派遣し、契約物品の開梱、検収、契約物品を別途ベトナム事務所にて現地調達する車両へ艤装、指定場所へ設置し、動作確認、現地業者の指導・管理等を行い、また、これらを使用して試験走行・測定・調整・データ解析並びに技術移転を行うものとする。
１１　受注者は、契約物品の据付中、受注者側の故意または過失により契約物品に損害あるいは損失があった場合は、代替品の納入もしくは修理をしなければならない。

（輸出貿易管理令）

第３条　受注者は、契約物品について、輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、発注者に所定の様式により報告しなければならない。
２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の船積期限について別途定めることができる。
３　受注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力するものとする。
４　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他

の費用に関する損害については、受注者が負担する。

5　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

（動作確認）

第４条　受注者は、発注者若しくは発注者の指定する者の立会いのもとに本邦にて、適切な水域で別添２内訳書　項目１-１マルチビーム測深器の送受波器が水中にある状態で実施し、構成システムの各機器間の連動性・初期稼働状況を確認し、動作試験成績書を提出しなければならない。

（船積前検査）

第５条　受注者は、契約物品の船積に先立ち本邦にて発注者の指定する者による員数、仕様等につき発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。

2　受注者は、前項による検査に合格した場合、発注者による合格確認を得た立会検査報告書を発注者に提出しなければならない。

3　受注者は、第１項及び前条による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を納品しなければならない。

（据付完了検査及び引渡）

第６条　受注者は、契約物品の現地据付等業務完了後、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。

2　受注者は、前項による検査に合格した場合、発注者による合格確認を得た据付完了報告書を発注者に提出しなければならない。

3　前項の検査の結果、合格と認めた時をもって引渡を完了したものとする。不合格となったときは、受注者は遅滞なく必要な補正を行い、発注者に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。

4　受注者の責に帰することのできない事情により合格に至らない場合の引渡の完了時期については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

（危険負担）

第７条　船積みが完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第８条　第５条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。

（契約保証金）

第９条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（代金支払）

第１０条　発注者は、第６条による引渡し完了後、受注者より頭書の契約金額の適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（部分払い）

第１１条　発注者は、契約物品の船積前検査が完了したのちに受注者から支払い請求があった場合、冒頭５．契約金額のうちの CIP 機材金額を上限として部分払い金を支払うことができる。この場合における支払いについては第１０条の規定に準ずるものとする。

（支払遅延利息）

第１２条　発注者は、第１０条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（365 日とする。）5.00 パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（履行期限延長）

第１３条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の船積期限内に当該物品を船積することができないとき、または頭書の履行期限までに当該物品を引渡すことのできないときは発注者の定める日数の範囲内で船積期限または履行期限の延長を認めることがある。

この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という）に対し年（365 日とする。）5.00 パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１１条に準ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その船積期限または履行期限の延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１４条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当　したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１１条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第１６条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１３条による船積期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた船積期限内に契約物品を船積しないとき、又は発注者が船積を完了する見込みがないと認めたとき。

（２）第１３条による履行期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が当初に定められた履行期間内に契約物品を引渡ししないとき、又は発注者が引渡しを完了する見込みがないと認めたとき。

（３）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（４）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は会社整理、特別清算、会社更生手続き、破産を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立

をしたとき。
（５）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
（６）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
（７）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき
（８）受注者が第１４条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。
２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の 100 分の 10 に相当する解約違約金を支払わなければならない。
（発注者の事務委任）
第１７条　発注者は、第４条及び第５条に定める検査の一部を第三者に委任することができるものとする。
（契約の公表）
第１８条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
（１）第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
（２）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
（紛争の解決方法）
第１９条　本契約に関し、紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
（疑義の決定）
第２０条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町５－２５
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清

受注者

別添
１：引渡し条件
２：内訳書
３：据付技師派遣条件書
４：立会検査報告書（契約様式１）
５：業務完了報告書（契約様式２）
６：技師業務完了報告書（契約様式３）

以　上

別添　1

【引渡し条件】

本内訳書の機材の納品及び輸送は、第２条により次のことを満足するものとする。

１　提出書類名　　コンサイニー用

取扱説明書　　各１部

（カタログ、図面（配線図、構成図など)、据付要領図　、

保証書、ﾒﾝﾃﾅﾝｽ時連絡先を含む）

２　電源仕様：

単相　電圧（220Ｖ）　周波数（50Ｈｚ）　プラグ形状（Ａ型）

上記以外の場合は内訳書に記載のとおりとする。

３　マーキング：

梱包ケースの両サイドには、以下のマークをつけること。

（1）ケース・マーク（黒字）

Waterways Department, Ministry of Public Works and Transport（宛先）

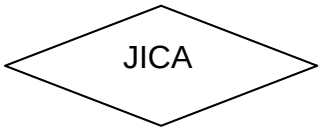

Phnom Penh (仕向地)

C/NO

（2）サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION　BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

（3）CAUTION/CARE MARK(TOP MARK 等)

４　銘　板：

英文品名、製造番号、製造年月、使用電源、メーカー名を明記した銘板を取り付けること。

５　輸送条件：

（１）船積地：日本国内空港

（２）仕向空港：カンボジア国　プノンペン国際空港

（３）最終仕向地（プロジェクトサイト所在地)：シハヌークビル港

Sangkat 3, Preah Sihanouk City, Preah Sihanouk Province, Cambodia

（４）輸送方法：空送＋仕向国国内輸送

（５）引渡し条件：船積前渡し

（６）積替え条件：

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、フライト事情等

やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

（７）仕向空港から最終仕向地までの陸上輸送：
受注者の責任と費用負担で行う。

（８）仕向国における輸入通関手続き：
荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

６　コンサイニー：

Waterways Department,,
Ministry of Public Works and Transport
St.598, Sangkat Chhrang Cham Res ll, Khan Russey Keo,
Phnom Penh, Cambodia
(Attn: Mr. Ros Sophornna , Director)
Tel: +855-23-864-361,　+855-12-628-356

７　Notify Party

JICA Cambodia OFFICE
6th, 7th 8th　Floors, Building #61-64,
Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia
Tel:+855-23-211-673～4　　Fax:+855-23-211-675

８　輸送書類（英文）：

（１）Airway Bill, Invoice, Packing List の写しを出荷フライトの７営業日前までに発注者に提出すること。コンサイニー等の記述が仕向国での免税通関に重要となるので、記載ミスがある場合には訂正を求める。

（２）シッパー名は、『受注者 + on behalf of JICA』とする。

（３）その他の書類の要否

提出書類名	機構提出用	荷受人用
Air Waybill	副３通	正１通
商業送付状(Invoice)	副３通	正１通
梱包明細書(Packing List)	副３通	正１通
保険証券	正１通　副３通	
保険料計算書	正１通　副３通	
輸送日程報告カード（確定）	正１通	

（４）Air Waybill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。“ The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. ”

（５）仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を提出するこ

と。

9　貨物海上保険

（1）受注者は、当機構が特約を締結している保険会社の貨物海上保険の付保手続き及び保険料払い込みを行うこと。（なお、保険会社からの現場戻しはありません。）

特約条件：

ア　保険金額：CIP 価格の 110%

イ　損害填補条件：全危険担保（オールリスク）約款、戦争危険及びストライキ等危険の担保約款

ウ　被保険者：当機構

エ　保険終期：開梱・検収時点もしくは陸揚港到着後 30 日間時点のいづれか早い時点

（2）損害発生の場合、受注者は当機構からの委任状をもって保険求償を行う。

以　上

（別添３）

技師派遣条件書

１　対象機材：　「内訳書」において技師派遣を条件にしている機材

２　業務内容：　契約物品に係る開梱、検収、交換、配管、現地施工業者の監督・指導等

３　派遣時期、期間、人数：平成２５年１２月～平成２６年１月　７日間、１名
＜内訳＞　移動１．５日、機材確認０．５日、艤装・キャリブレーション３．５日、移動１．５日、

４　派遣手続き：
（１）受注者の責任において航空便手配、ビザ取得、宿舎手配、派遣通報等を行う。必要に応じ、機構はビザ取得にかかる側面支援を行う。
派遣準備にあたっては、次のＵＲＬを参照のこと。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_01_20130311.pdf
（２）上記ＵＲＬを参照して、ビザ取得のため現地の受け入れ確認などが必要である国であれば、受注者は当機構在外事務所に直接必要書類を提出して確認を得ること。
（３）特別な手続きを要しない場合は、受注者は派遣時期が近づいた時点で団員名簿とスケジュール（英文）を当機構に提出すること。

５　業務完了期限：　受注者は据付技師帰国後、業務完了報告書を発注者へ提出する
提出期限；　平成２６年　１月３１日

６　費用：　旅費、人件費、据付に必要な工具の運搬費用、国内交通費等の諸経費を含み、競争入札対象経費とします。

７　支払い：据付技師派遣費用は、技師の帰国後に業務完了報告書を提出して検査合格後に支払われるもので、前払いはしません。

（別添４）
（契約様式１）

立会検査報告書

件名：カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

検査年月日：平成　　年　　月　　日　　検査場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　納入会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

検　査　項　目												
番号	検査品目	規格	銘柄	数量	品質	性能	銘版	輸出検査	提出書類	梱包・船積条件	ODA/JICA シール添付の有無	備考
立会検査所見欄：　　合格　(注：問題がある場合は具体的に記載)												

発注者側立会検査員：所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（自署）

受注者側責任者：　所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（自署）

（記載上の注意）・検査品目を記載の上、検査品目の種類に応じて各検査項目に沿って検査を行う。検査報告書等、別途文書を添付して検査内容欄に「別添のとおり」と記すことも可能である。
・検査の結果、合格であれば各項目に「○」又は「レ」点を、問題があれば「不可」と記載し、その理由を備考欄に具体的に記載する。
・様式３号・別紙が１枚で足りない場合は、２枚以上使用し、右上にページの連番をふる。
・備考欄は、問題点・留意点等がある場合に必要に応じて使用する。

（別添５）

（契約様式２）

【業務完了報告書】

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

《受注者会社名》
《代表者役職名》
《代表者名》　　印

件名：　カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

平成　　年　　月　　日付にて請負契約を締結した標記業務については、下記のとおり技師を派遣し、平成　　年　　月　　日をもって別添の据付完了報告書のとおり完了しましたので報告します。

記

１
据付技師氏名：
所属：
派遣期間：平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
特記事項：

以上

提出資料：技師業務完了報告書

（別添６）

（契約様式３）

技師業務完了報告書

件名：　カンボジア国電子海図策定支援プロジェクト向け機材

検査年月日：
検査場所：
納入会社名：

検査項目	内容	判定	備考
契約物品の開梱	目立った外損の有無	有・無	
契約物品の検収	欠品の有無	有・無	
	破損の有無	有・無	
艤装	問題の有無	合格・不合格	
試運転	問題の有無	合格・不合格	
C/P の 指導・管理	問題の有無	合格・不合格	
その他	問題の有無	合格・不合格	

発注者側立会検査員：（自署）　　印

受注者側責任者：（自署）　　印

技師：　（自署）　　印

・判定欄の選択肢に「○」または「レ」点を付し、問題があればその理由を備考欄に具体的に記載する。
・受注者側責任者は立会検査に立ち会わない場合、後日、内容確認の上、署名することも可とする。